

判決年月日	平成２０年６月２３日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事件番号	平成２０年（ネ）10008号		
○携帯電話の待受画面用に１日１枚１年分として花の画像を３６５枚集めたデジタル写真集につき、控訴人との契約により著作権の譲渡を受けた被控訴人が週１回１枚ずつその画像を携帯電話の待受画面として配信した行為は、編集著作物としての上記写真集の同一性保持権を侵害するものではないとされた事例。			

（関連条文）著作権法12条

（事案の概要）

一審原告である控訴人は、平成14年までに、花の写真365枚につき、1日1枚で1年分とする日めくりカレンダー用デジタル写真集（花の写真の画像データを「File0001」から「File0365」までのファイル名〔拡張子を除く。〕により保存したもの。本件写真集。別紙1）を作成し、その著作権等を平成15年に至り一審被告である被控訴人に譲渡し、その対価として273万7500円の支払を受けたが、被控訴人はこれを携帯電話待受画面用の画像として平成17年7月までに週に1枚のみを配信しただけであった。

本件は、控訴人が被控訴人に対し、被控訴人において各配信日に対応すべき写真を用いなかったことが編集著作物である上記写真集の同一性保持権等を侵害するとして、不法行為による損害賠償として慰謝料273万7500円とこれに対する年5分の割合による遅延損害金（当審において年6分から年5分に減縮）の支払を求めた事案である。

争点は、①本件写真集は編集著作物（著作権法12条）に該当するか、②上記配信行為は同一性保持権（著作権法20条）の侵害に当たるか、③上記配信方法につき控訴人は明示又は黙示に同意していたか、等であった。

原審の東京地裁は、平成19年12月6日、争点③についてのみ判断し、上記花の写真が毎週1回の割合で更新して配信されることについて控訴人は被控訴人に対して黙示の同意を与えていたなどとして請求を棄却した。そこで、上記判決に不服の控訴人が本件控訴を提起した。

当審において控訴人は、新たな主張を追加し、上記配信行為は配列した順序に従って日めくりで各花の写真を配信・使用してもらうとの控訴人の有していた期待権を侵害するものである等と主張した。

（裁判所の判断）

「著作権法12条は、編集著作物につき「編集物…でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定しているところ、前記2認定のとおり、控訴人が撮影した花の写真を365枚集めた画像データである本件写真集は、1枚1枚の写真がそれぞれに著作物であると同時に、その全体も1から365の番号が付されていて、自然写真家としての豊富な経験を有する控訴人が季節・年中行事・花言葉等に照ら

して選択・配列したものであることが認められるから、素材の選択及び配列において著作権法12条にいう創作性を有すると認めるのが相当であり、編集著作物性を肯定すべきである。」

「著作権法20条は同一性保持権について規定し、第1項で「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」と定めているところ、前記2認定のとおり、平成15年5月27日ころまでに控訴人から本件写真集の個々の写真の著作物及び全体についての編集著作権の譲渡を受けた被控訴人が、別紙4記載の各配信開始日に、概ね7枚に1枚の割合で、控訴人指定の応当日前後に（ただし、正確に対応しているわけではない）配信しているものであって、いわば編集著作物たる本件写真集につき公衆送信の方法によりその一部を使用しているものであり、その際に、控訴人から提供を受けた写真の内容に変更を加えたことはないものである。

そうすると、著作権法20条1項が「変更、切除その他の改変」と定めている以上、その文理的意味からして、被控訴人の上記配信行為が本件写真集に対する控訴人の同一性保持権を侵害したと認めることはできない（毎日別の写真を日めくりで配信すべきか否かは、基本的には控訴人と被控訴人間の契約関係において処理すべき問題であり、前記2認定の事実関係からすると、そのような合意がなされたとまで認めることもできない）。」

「上記・、・によれば、控訴人が被控訴人に譲渡した本件写真集は著作権法12条にいう編集著作物性を有するものの、被控訴人がなした上記配信行為が同法20条に基づき控訴人が有する同一性保持権を侵害したということはできないから、その余（争点3〔明示又は黙示の同意〕）について判断するまでもなく、同一性保持権侵害を理由とする損害賠償請求は理由がないことになる。」

「このように、本件写真集に関する著作権譲渡契約に関し、控訴人が配列した順序に従い毎日花の写真を変えて被控訴人が配信するとの点について、その契約に関連する内容として上記注文書等に記載されていないことはもちろん、上記2で認定した事実経過に照らせば、控訴人においてそのような期待を抱くことが正当と認められるような事情も存しないというべきである。仮に控訴人が被控訴人がそのような方法で使用（配信）することについて事実上の期待を内心において抱いたとしても、これを「期待権」ないし何らかの法的保護に値すべき利益と認めることはできない。そうすると、控訴人の期待権侵害を理由とする請求も理由がないというべきである。」